



NO.534

クレジットカードの不正請求に注意!

現在ほとんどの人がクレジットカードを持っていますが、トラブルも増えています。

相談 ネットでクレジットカードの利用明細を確認すると、身に覚えのない15万円の請求があった。翌月支払いの明細にも同じ会社から18万円の請求があった。このカードは、ネット通販でたまに利用するだけで、家族も使っていない。また、怪しいサイトにカード番号を入力したこともないし、パソコンがウイルスに感染した記憶もない。カード会社に急いで連絡し、カードの利用停止をした。請求元に自分で問い合わせるよう電話番号を教えてくれたが、かけても大丈夫だろうか。

請求元は利用したこともない通販サイトでした。サイト業者に自分で電話し、自分は注文していないと主張し調査依頼する事、対応してくれないなどがあればカード会社に苦情を言うよう助言しました。電話した数日後、業者から調査した結果、不正利用と判断した

消費生活センター(ステーションNビル3階) ☎753・5555

と連絡がありました。そして、クレジットカード会社は請求を取り下げました。今回は、相談者が毎月の利用明細書をチェックしていたので、早めに不正利用が発覚しました。

クレジットカードの不正利用は基本的に「紛失・盗難保険」によって補償されます。補償には期限があり、カード会社に届け出た日の60日前からの損害を補償する会社が多いようです。他人に貸したり、車内に放置していたなどの過失や、家族が勝手に利用した場合、補償の対象外です。また、暗証番号を入力して利用された場合も補償されません。

最近では、ウェブの利用明細書が多くなっています。確認せず、数カ月後に不正利用に気づいたという相談もありました。毎月の利用明細書は必ず確認しましょう。カードの名義人は、カードを注意して保管管理する義務があるという自覚が大切です。



Q 年末年始の感染症対策について教えてください。

A コロナ禍で迎える2回目の冬がやってきました。昨年には少し落ちていましたが、年末年始にかけて大流行し(第三波)、さまざまな行事や旅行などが制限され、我慢を強いられるつらい年末年始となっていました。今年はどうなるのでしょうか。

感染者数が大幅に減少し緊急事態宣言が解除されている時期にこの原稿を書いています。また油断はできません。このまま収束(願わくば終息)することを願いたいですが、再流行の可能性を否定できる状況ではなく、今後も今まで通り三密回避、マスク、消毒、アクリル板使用、黙食などの基本的な感染症対策を継続する必要があります。飲食や観光などは状況次第で段階的に緩和され、1年前よりは多く楽しむ事ができるようになると期待しますが、今ここで再拡大を抑え込むために、できることは徹底的に行う必要

がある大事な時期でもあります。さらにインフルエンザや感染性胃腸炎などの熱性疾患の流行も重なりますので、医療機関も発熱患者の診療には新型コロナウイルス感染症の可能性を常に念頭に対応する必要があります。インフルエンザ予防接種を受けるなど、できる限りの感染症対策をしておくとい良いでしょう。

しかし希望もあります。今までと決定的に異なるのは、国民の大部分の人が新型コロナウイルスワクチン接種を受けていることです。年明けには3回目の接種が必要かもしれませんが、少なくとも以前には持っていなかった「抗体」という武器を備えたことで、感染抑制に大きく寄与することが期待できます。さらにさまざまな治療薬や予防薬が国内外で日進月歩で開発・実用化されており、近いうちに経口治療薬の使用が可能になるかもしれません。新型コロナウイルス感染症は日本だけの問題ではなく、世界規模の災害でコロナ前の生活に戻るのは困難かもしれず、この感染症が脅威でなくなるにはさらに年単位の時間を要する可能性もありますが、医療の進歩、家庭内や各施設の感染症対策の効果で明らかに良い方向に向かっていくと感じます。忘年会や新年会、初詣などの時期となりますが、日々更新される情報に留意して「感染しない、感染させない」を念頭に置いて、より楽しい年末年始が過ごせるように願ってやみません。

池田市医師会